

東京の裁判で見てきた 国の姿勢・裁判官の姿勢

東京の安保法制違憲訴訟の経過と問題点

2014年集団的自衛権が閣議決定、2015年**安保法制**が国会に提案

多くの市民の多角的な抗議活動が続く中 9月19日強行に採決されたとした

市民は 抗議活動を撤回されるまで続けるとして 毎月 国会前で 全国で 抗議活動を続けている

抗議活動と並行して 憲法違反を明らかにし 法律の停止・無効を 勝ち取ることを目指して提訴

東京でも 原告を 代理人弁護士を募り 2016年4月26日東京地裁に提訴した

原告：1598名 原告代理人：646名

裁判は9月2日に始まり 12月 翌年3月 6月 8月 9月 11月 2018年1月 2月 4月 5月
7月に忌避を申したて中断 2019年1月 4月 7月 11月7日判決 (全12回) **請求を棄却**
即控訴 11月20日 (東京高裁) 以後控訴審
コロナで延期、2020年10月進行協議、2021年1月控訴審始まる。4月、7月、(次回10月結審予定)
差止訴訟も2016年4月26日提訴 9月29日 12月 翌年4月 7月 10月 2018年2月 6月
10月 12月 2019年3月 7月 10月 2020年3月13日判決 (全13回) **請求を却下**
即控訴 3月27日 (東京高裁) 以後控訴審
コロナで延期、2021年3月進行協議 2021年5月控訴審始まる (次回9月10日予定)

原告の主張

自民党も表明していた

集団的自衛権は認められていない 容認されるとの解釈に変更 閣議決定した：憲法違反

安保法制を国会に提案し 強行採決したとする立法行為は 憲法違反

安保法制により 平和的生存権、人格権、憲法改正決定権が侵害された

自衛隊の他国への派遣 及び 海上自衛隊の米艦護衛も憲法違反 (差止・駆け付け警護訴訟)

原告各自から それぞれ安保法制による侵害行為の訴え、法律専門家・軍事専門家・ジャーナリスト・船舶・航空機の職員・原発設計者…からの訴え (19名の意見書) 原告団から16の意見書

国側の主張

国は裁判の場での意見陳述は殆ど行わず、答弁書・意見書で主張、反論をしている。

1. 原告の請求は早急に棄却されるべき

2. 原告の権利侵害の具体的内容 国賠法上保護された権利・法的利益の侵害について争う

* 政府の方針を肯定する表明、安全保障に力強い外交 脅威を防ぐ 国際法により行動 協力し

防衛力を米軍と協力強化する 日米安保体制の実効性・抑止力を高める 自衛隊の武器使用の法整備

* 国賠法上の違法性を 権利と法的利益の侵害の有無が前提であるとし、

平和的生存権、人格権、憲法改正決定権は 法的保護に値する 具体的権利・利益では無いと主張

* 原告の陳述は 個人的意見や評価・心情であり 認否の限りではない 侵害をしていないと

証人についても 法的に意味のある事実についての尋問ではないので 必要ない と

裁判官の判断

* 具体的事件を離れ 抽象的に政府や国会が行った行為等の 違法性・違憲性を判断する権限を有しない

・ 憲法は具体的権利の賦与や保障を定めたものとは解し難い

・ 平和とは抽象的概念であり 個人の思想的信条により 多様な捉え方が可能 と

- ・他者との関係で(平和を)確保する手段・方法は多岐多様で特定できない
- ・**平和的生存権・人格権は 具体的権利や法的利益を賦与されたものではない**
閣議決定・国会の強行採決は それ自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為ではない
他国との緊張関係が高まっていることに付いて 現実に原告らに危険が生じていない
本件行為を戦争への加担 テロ攻撃による被害を導くものとして 国民一般に生じ得る恐怖・不安と
みるほかない・・・意見表明や政治活動を通じて社会生活で回復できるべき事柄
社会通念上受忍すべき限度を超えたものではない (抗議活動をすればいいと 司法は関知しないと?)
- * 防衛出動命令等の差止請求 処分性として国民に直接不利益を与えない
具体的な権利利益を侵害され 必然的に侵害される虞のある者ではなく 原告適格を欠くため不適法
却下と
- * 憲法判断について 具体的事件の結論を出すに当たって 必要な場合に その都度 行われる
付随的違憲審査制の下では 本件は憲法判断すべき理由がない
憲法で定めていないものの侵害であって 違憲性は判断しないと
⇒ 憲法学者が意見書を提出し 具体的事案であり 憲法判断をすべき理由ありと

違憲性の判断を避ける。

合憲の判断・表明も無い できない?

- ・全て まだ**具体的被害が及ばない限り 違法性も判断しないと**
- ・原告の権利侵害について 憲法で保障されていないとの判断 ⇔ 憲法条文は平和の保障と解せる
⇒憲法第2章で 戦争の放棄 と銘打っている 武力の威嚇・行使を禁止 戦力も保持しないと
- ・国は 従来の憲法解釈が 今 ふさわしくないと主張するが 憲法の解釈を変えたことに対して意義を
申立て 訴訟となった **憲法を逸脱したか否かの争いであり 憲法判断すべき事案のはず**
- ・国は近隣国の脅威を防ぐとして軍力を増強 明確に禁止されている 明らかに憲法違反

* 国の平和憲法を変える動きを進めている しかし 憲法を変えるか守るか 主権者の判断

* 司法は 法律の番人は 変わっていない平和憲法の下で 今の憲法の範囲で判断すべき

* 司法は 国の軍拡の理由とした脅威については容認? 市民の危機感は 受忍するようにと?

(軍力を保持する憲法違反を司法が容認 司法も憲法違反?)

* **合憲とは国の代理人も裁判官も表明できていない**

合憲とは言えないことは 被告も含め もはや共通認識?

違いを確認

原告は (戦争体験もあり) 戦争に反対し 武力に頼らないことで 平和を守ろうとすることに対し
被告らは 軍力を高め、誇示することで 他国をけん制し 戦争行為を抑止するのが平和だと

* 国も平和を目指している 平和のあり方 考え方に違いがある が

軍力の威嚇・競い合いは 紛争を誘発・戦争へ進んだ歴史が示している この危惧から解放されない

* 憲法は 武力による威嚇も 武力的行使も 戦力を持つことも 戦争行為全体を 認めない

* 平和は武力を置くことからしか得られない 軍力による抑止は続かない 共存の歩み寄りあるのみ

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の答申 (2014年5/15)

1. 日本国憲法は、前文で「平和的生存権」、13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を定め、これらを守るためには、国民の生存の確保、国民を守る国家の存立が前提条件である。また、憲法は国際協調主義を掲げている。
2. 我が国を取り巻く安全保障環境は、より一層厳しさを増している。また、我が国が幅広い分野で一層の役割を担うことが必要となっている。従来の憲法解釈では十分対応できない状況に立ち至っている。
(集团的自衛権は違憲の解釈を否定)
3. 憲法第9条1項で、自衛のための武力の行使は禁じられておらず、国際法上合法的な活動への憲法上の制約はない。同条第2項は、自衛やいわゆる国際貢献のための実力の保持は禁止されていない。「必要最小限度」の中に個別的自衛権は含まれるが集团的自衛権は含まれないとしてきた政府の憲法解釈は、「必要最小限度」について抽象的な法理だけで形式的に線を引こうとした時点で適当ではなく、「必要最小限度」の中に集团的自衛権の行使も含まれると解すべきである。
4. 集团的自衛権については、我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力を行使してこの攻撃の排除に参加し、国際の平和及び安全の維持・回復に貢献することができることとすべきである。
5. 軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加については、我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」には当たらず、憲法上の制約はない。
6. いわゆる「武力の行使との一体化」論は、安全保障上の実務に大きな支障となってきたおり、このような考えはもはやとらず、政策的妥当性の問題と位置付けるべきである。国連PKO等や在外自国民の保護・救出、国際的な治安協力における駆け付け警護や妨害排除に際しての武器使用に憲法上の制約はない。
7. 武力攻撃に至らない侵害への対応については、自衛隊の必要最小限度の国際法上合法的な行動は憲法上容認されるべきである。また、自衛隊の行動については、切れ目のない対応を講ずるための包括的な措置を講ずる必要がある。
8. 必要最小限度の範囲の自衛権の行使には個別的自衛権に加えて集团的自衛権の行使が認められるという判断も、政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は当たらない。また、国連の集団安全保障措置等への我が国の参加についても同様に、政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能である。